

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、 活動する社会づくりを推進すること」について

平成22年8月

社会・援護局障害保健福祉部企画課(中島誠課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

- 基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- 施策大目標 1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
- 施策中目標 1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

- （施策小目標 1）障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること
- （施策小目標 2）障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額) (百万円)	813,084	900,421	1,037,481 (981,796)	1,151,002 (1,136,868)	1,120,239

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数（単位：人） （平成17年度入所者数約14.6万人のうち、2.1万人以上／平成23年度）（前年度以上／平成20年度・21年度）	—	—	9,344	14,098	19,430
達成率		—%	—%	44.4%	67.1%	92.5%
2	一般就労への年間移行者数（単位：万人） （1.0万人以上／平成23年度）	0.2	—	0.3	0.3	—
達成率		20.0%	—%	30.0%	30.0%	—%
【調査名・資料出所、備考等】						
<p>○ 指標1は、「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）によるものであるが、平成19年度の数値は、平成17年10月から平成19年10月までに地域生活へ移行した者の数（2,586施設から回答を集計（回収率約92%））であり、平成20年度の数値は、平成19年度の数値と平成19年10月から平成20年10月までに地域生活へ移行した者の数（2,450施設から回答を集計（回収率約91%））を合計した数であり、平成21年度の数値は、平成20年度の数値と平成20年10月から平成21年10月までに地域生活へ移行した者の数（2,596施設から回答を集計（回収率約96%））を合計した数である。（目標達成率は平成23年の目標値である2.1万人を分母として計算している。）</p> <p>○ 指標2は、「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）による。平成18年度分は調査を実施していない。当該指標については、調査方法等も含め、今後検討することとしている。</p>						

（指標の分析：有効性の評価）

○ 施設に入所等をしてきた障害者の地域生活への移行を進めるには、退所後の単身での生活に不安がある障害者のために、介護などの一定の支援を受けながら安心して暮らせる場を確保することが有効です。

また、障害者の地域における自立した生活を実現するためには、生活に必要な所得が確保されることが重要であるが、稼働収入（給与や賃金）を得ながら生活することを望んでいる障害者は約75%に及んでおり（※）、就労を通じた自立を支援することが有効であるといえます。

（※）平成18年度障害者施策総合調査（内閣府）

（効率性の評価）

○ 障害者自立支援法におけるサービスについては、市町村及び都道府県が障害福祉計画を策定し（障害者自立支援法第88条、第89条）、その基盤整備を行っているところですが、これに際しては、

- ・ 地域の障害者の実情やサービスに対するニーズを把握しながら、それぞれの地域において必要な障害福祉サービスの種類及び量を事前に見込む、

- ・ 地域移行や就労支援などの課題への対応が遅れている地域については、その地域の実情を勘案しながら、市町村と都道府県が協働して、広域的観点からサービス事業所の整備を行う、

- ・ 障害者自立支援法上の障害福祉サービスのほか、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」などの事業や各都道府県で策定する「工賃倍増5カ年計画」の役割についても計画上位置づけることとし、地域資源を活用するとともに、個々の障害者へのきめ細かな支援ができるよう取組を行う、など、効率的かつ計画的な方法を採用しています。

（今後の方向性）

○ 平成21年9月9日の連立政権合意において、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度を作ることとされています。

※新たな総合的な制度は遅くとも平成25年8月までに実施する予定です。

○ この総合的な福祉制度の検討のために、本年4月に障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会を設置し、検討を開始しました。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 増額 / 現状維持 / 減額
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

- 障害者の地域生活を支える日中活動の場及び住まいの場の一層の整備促進を図る観点から、譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充を平成23年度税制改正要望において、要望しています。

(3) 機構・定員について

障害者自立支援法に基づく新体系への移行や、障害者の虐待防止等に対応するため、増員の方向で検討します。

(4) 指標の見直しについて

なし